

身体拘束等適正化のための指針

放課後等デイサービス リトルキャンプ青葉台

1, 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1)身体拘束廃止の基準

サービスの提供にあたっては、サービス対象者または他のサービス対象者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2)根拠となる法律

児童虐待防止法(児童虐待の防止に関する法律)

(3)緊急やむを得ない場合の三つの要素

- ①切迫性／生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
 - ②非代替性／身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない事。
 - ③一時性／身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。
- ※身体拘束を行う場合には、上記の三つの要件を満たすことが必要です。

2, 身体拘束適正化に関する事項

(1)身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の防止に努めるための身体拘束適正化検討委員会(以下「委員会」という)を設置します。事業所における療育中で緊急性、切迫性によりやむを得ない状況になった場合、①切迫性②非代替性③一時性の要素を全て満たしているかを委員会にて評議します。

(2)身体拘束適正化検討委員会の構成員

身体拘束適正化についての責任者は管理者とし、指針及び委員会で示す方針に従い身体拘束防止に関する職員への研修の実施を行います。緊急やむを得ない場合に身体拘束を行った場合の早期解除の指示を出し、早期発見にも努めます。支援内容の見直しや家族への説明等は児童発達支援管理責任者が行い必要に応じて協力医療機関の医師、地域包括支援センター、行政の担当者等、第三者の機関と連携をとります。

委員会の構成と役割

担当	役割
管理者	<ul style="list-style-type: none">・身体拘束適正化検討委員会の統括管理・療育現場での事例の統括管理、研修の実施・関係機関との連携
児童発達支援 管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・身体拘束廃止対応策の担当・身体拘束実施時の支援計画の見直しと記録の整備・利用者、家族等に対する説明
児童指導員	<ul style="list-style-type: none">・身体拘束がもたらす弊害を理解した上での療育を実施・利用者の障害特性を理解し、個々の状態を把握する・利用者の状況の共有
協力医療機関の医師	<ul style="list-style-type: none">・医療行為への対応・医療的ケアに関する検討と助言・記録の設備
第三者 専門家	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じたケアに関する助言や指導・事例の情報共有

3, 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

療育現場に関わる全ての職員に対し、身体拘束等の適正化・虐待防止についての研修を行います。研修の記録はその都度記録します。

- (1)年2回の定期的な研修と教育を実施する。
- (2)利用者特性を共有するためのミーティングを毎日行う。
- (3)その他の外部機関への教育・研修への参加。

4, 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1)委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫生
②非代替性③一時性の全ての条件を満たしているかどうかについて確認します。
当該利用者の家族と連絡をとり、身体的拘束以外の方法を講じることができるかどうか
協議します。上記三つの要件を満たし、身体的拘束以外の対策が困難な場合は、
拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施した場合のリスクについて検討し、その上で
身体拘束を行うと判断した場合は、理由、拘束の方法、時間、期間、場所等について検討し
確認します。また早期拘束解除に向けた取り組みの検討を行います。

(2)利用者本人と家族等に対する説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間または時間帯、期間、場所に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるようにします。

個別支援計画書には身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者の同意を得るようにします。

身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については事前に家族等と内容と方向性、利用者の状態等を確認、説明し、同意を得た上で実施します。

(3)記録と再検討

専用の記録用紙を用いて、場所、時間、心身の状況、やむを得なかった理由等を記録します。また身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討し、逐次検討します。記録は五年間保存します。

(4)拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

5,指針の閲覧に関する基本方針

身体拘束等適正化のための指針は、利用者と家族等が閲覧できるように事業所のホームページに公表します。

6,その他身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、事業所のサービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に話し合い共有認識を持つ必要があります。

- ①利用者の特性の把握に日頃から努め、常に職員間で共有する。
- ②緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか、他の手段はないのかを常に検討する。
- ③家族等、学校と利用者の日頃の様子を共有している。

附則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。